

第57回滋賀県景観審議会議事概要

日時：

平成22年2月8日（月曜日）午後2時～4時

場所：

滋賀県庁本館 第四委員会室

内容：

【議事】

- (1) 会長および会長代理の選出について
- (2) 滋賀県景観審議会運営要領の一部改正について

【報告】

- (1) 滋賀県の景観施策の現状等について
- (2) 屋外広告物の琵琶湖新基準について
- (3) 違反広告物是正アクションプランの取り組みについて

出席委員：

源田忠治委員、小浦久子委員、柴山直子委員、外園勝委員、立岡功次委員、
中嶋節子委員、西本榊枝委員、福山聖子委員、藤田保委員、村上弘委員、
山崎正史委員、山本勝義委員 (50音順)

議事要旨：

- (1) 会長および会長代理の選出について

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則第23条第1項の規定に基づき、委員の互選により、山崎正史委員が第11期滋賀県景観審議会会長に選出された。

同施行規則第23条第3項の規定に基づき、会長の指名により、小浦久子委員が会長の職務代理者に決定した。

(2) 滋賀県景観審議会運営要領の一部改正について

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例および施行規則の改正に伴う運営要領の一部改正は、全会一致により可決した。

報告に対する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

(注)委員の意見または質問は、事務局の回答は

【関西電力(株)滋賀支店との事前協議実施協定締結に関すること】

(委員からの主な意見)

届出に代えて事前協議を義務付けるよりも、届出の義務を残しつつ手続きをどこか簡略化できる方法にする方が良いと考える。

他の自治体においても事前協議などの景観法に定められていない手続きを自主条例で定めるなどしていることから、事前協議の価値は理解できる。協議による誘導と、万が一の場合の強制力のバランスが重要である。

企業の自主的な取り組みに期待して規制緩和することは良いと考えるが、万が一の場合の権限は行政が保持する仕組みが望ましい。

(委員からの主な質問とそれに対する事務局の回答)

この協定締結による県の最大のメリットは何か。
事業者の自主性より景観形成を図ることであると考えている。

関西電力においてこのような協定は初めてのことが。また他の電力会社においてはどうか。

関西電力(株)では初めてと聞いている。他の電力会社は把握していない。

琵琶湖景観形成地区内での大規模建築物・工作物の届出する場合は、景観影響調査が必要である。事前協議において、景観影響調査の扱いはどうなるのか。
今回の協定でも、琵琶湖景観形成地域内は届出制度として残しているので、当然景観影響調査をしていただくこととなる。

事前協議による両者の合意が前提となっているが、合意出来なかった場合の措置はどうするのか。

この制度は事前協議により合意がされるまで、着手できないこととなっている。このことから、企業側からすれば着手制限が 30 日となっている景観法の手続きよりも厳しい面があると考えている。

事前協議で双方の合意が得られなかった場合はどのようなになるか。

協定第 9 条にあるように協議不成立の場合は、個別具体的に話し合いをすることとなる。

仮に県として望ましくないものが協議に反して施工されたときの対応はどう考えているのか。

景観法による届出制度に戻すなどの対応を考えるが、企業のコンプライアンスの観点からあまり想定しにくい。しかし、景観法による手続きに戻したとしても、法の仕組み上、行政が取れる措置は基本的には勧告に止まる。

【屋外広告物の違反是正および許可基準に関すること】

(委員からの主な意見)

違反広告物是正アクションプランの取り組み成果の事例で、野立広告物から広告板が撤去され、脚や枠組みだけが残ったものがあった。また、宣伝用広告物を案内図板に改修し、許可基準に適合させたものがあった。これらの事例を見る限り、景観として美しくなったという印象は受けない。

旅行先などの不案内な土地であれば、案内看板は必要となることがあるが、そのことで景観が悪くならないよう、景観と調和する看板が望まれる。

脚や枠組みだけが残ったものの事例は、老朽化しているようにも見えるので全部撤去するよう指導したほうがよい。

他都市でも違反広告物対策の取り組みにより、屋上広告物の枠組みだけが残った事例がある。それらも遠目で見ると多少は目立ちにくいものの、近場で見ると景観上良くないと感じる。

屋外広告物については色々と厳しい目が向けられているが、琵琶湖大橋周辺や

主要地方道大津能登川長浜線沿いに派手な建築物が見受けられる。

(委員からの主な質問とそれに対する事務局の回答)

野立広告物から広告板が撤去され、脚や枠組みだけが残ったものは屋外広告物条例上どのように取り扱っているのか。

今後屋外広告物を掲出するために使用しないということであれば、滋賀県屋外広告物条例上の規制はされない。

違反広告物是正アクションプランのスケジュールについて教えて欲しい。

当初から厳しいスケジュールを組み、また違反者への連絡が取れないなどの状況があったが、第3回目の指導文書を送付する段階にある土木事務所もある。その次はステッカーを貼り付ける予定であるが、4月から権限移譲を控えている区域については、当該市町にも意見を聞きながら進めていく必要があると考えている。

悪質業者に対する措置の例があれば教えて欲しい。

悪質な業者については、土木事務所等に情報提供を呼びかけている。悪質な業者であると確認できるものがあれば、業務主任者への指導等を行いたい。

県としてどのような景観を目指して、屋外広告物の是正指導を行っているのか教えて欲しい。

過去、県の違反広告物対策が決して十分でなかったこともあり、まずは屋外広告物条例上の基準に適合させていただくことを第1のステップとして進め一定の成果があったと思う。次のステップとして景観の観点からも屋外広告物是正を進めていきたいと考えている。

野立広告物から広告板が撤去され、脚や枠組みだけが残ったものについては、改善を進めることができるよう検討できないか。

屋外広告物条例で出来るのか、あるいは別の仕組みがないと出来ないのかも含め、他自治体の例を調査、勉強させていただきたい。

昨年度の審議会においても議論があったように屋外広告物の色彩やデザインの規制について、また案内図板のデザインについても議論の余地がある。すぐに答えが出せるものではないが、課題として考えて欲しい。

県内の広告物の色彩について実態調査をし、他都市における先行事例についても調査を進めている。これらについて勉強を進めた上で、また審議会のご意見を聞かせていただく。